

「昭和63年税制（居住用資産買換え特例廃止、法人の土地取得に係る借入金
利子損金算入制限）」

（所得税・住民税）

- ・昭和57年に復活された、所有期間10年超の居住用財産を譲渡した場合の
買換え特例を廃止し、所有期間10年超、本人の居住用期間30年以上、相
続等により取得した居住用資産に限り適用することとした。

（法人税）

- ・昭和63年12月31日以後に新規取得した土地等に係る負債利子について、
4年間（ただし、4年を経過する前に建物又は構築物の敷地の用に供された
等の場合はそれまでの間）、一定の基準により計算された負債利子の損金算入
が制限される。なお、損金算入を制限された累積負債利子額については、4
年経過後、4事業年度をかけて順次損金算入することができる。